

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 3 2 1

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

那珂市長殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒													
年 月 日提出			フリガナ														
			氏名又は名称														
			代表者の印 氏名 個人番号 又は法人番号	⑩													
給与所得者		受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (徴収予定額)	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日										
氏名		[旧姓]		月から		月から											
生年月日		昭和・平成 年 月 日		年度分		5 月まで											
個人番号※3																	
1月1日現在の住所																	
給与の支払を受けた後の住所																	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人の氏名等	
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため				住所	
異動者印				電話	
				1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
				2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が9.3万円以下)
				3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
				4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 並びに 電話番号	新しい勤務先では 月割額 円を 月分(翌月 日納期分) から徴収し、納入します。	那珂市での特別徴収が初めての場合は、 いずれかを○で囲んで ください。 納入書 要・不要
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒			
フリガナ				
氏名又は名称				
代表者の職氏名印	⑩			
法人番号				

【提出先】 〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5 那珂市役所 総務部 税務課 市民税グループ

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「転勤、再就職等」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受けたことを記載してください。新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

※ 網掛けした項目への記入を必ずお願います。
※ 当月送付の税額決定(変更)通知を参照の上ご記入ください。

※ 那珂市使用欄	過年度	現年度	翌年度

特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに 異なります
宛名番号		

連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電話番号	課・係 氏名 電話	(内線)
-----------------------------------	-----------------	-------

異動の事由	異動後の未徴収税額(ウ) の徴収方法について	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月分で納入) (翌月 日納期分) 3. 普通徴収 (本人又は相続人が納付)	控除社会 保険料額 円

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、
次のいずれかの理由を必ず選択してください。